

行政苦情救済推進会議 議事要旨

1 日時

平成 31 年 1 月 28 日（月） 13:30～15:20

2 場所

東北管区行政評価局長室

3 出席者

斉藤睦男（座長）、遠藤恵子、武田真一、藤田祐子、渡辺静吉の各構成員

4 議題

「大学における学割証の年間発行枚数の制限を撤廃してほしい」

5 議事要旨

「大学における学割証の年間発行枚数の制限を撤廃」

事務局から資料に基づき説明が行われた。

（遠藤委員）

私立大学の多くは学割証の発行枚数制限がないとのことであったが、相談者が在籍する大学は私立大学のようなものである。これは例外的なものということか。

（事務局）

当該大学は当初 10 枚の発行制限をしていたが、昨年秋頃、当局の相談処理で電話照会等を行う過程で自発的に制限を撤廃している。

（座長）

私立大学でも、資料によると 10 校は自動発行機での発行枚数制限をしているという認識でよろしいか。

（事務局）

そのとおりである。私立大学でも発行枚数制限している大学はある。

（座長）

仮に自動発行機で学割証の発行枚数が制限されていて、学生が制限枚数を超えた場合、どのようにするのか。

(事務局)

自動発行機による学割証の発行制限枚数を超えた場合は、担当窓口に出向き、追加発行してもらうことは可能である。しかし、学生が担当窓口での追加発行が可能であることを知らないと、自動発行機の発行枚数制限を超えた時点で、追加の発行を諦めてしまうことも考えられる。

(武田委員)

学割証は独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じて JR に申請ということであるが、機構から JR に対する費用補填のしくみはあるのか。

(事務局)

特にない。JR の負担で実施しているということである。

(武田委員)

機構から提示されている「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領」に学割証の使用目的の範囲として7つ挙げられているが、全国規模に渡っている昨今の就職事情を背景に、「就職又は進学のための受験等」の理由で学割証を使用する学生が多いのではないのか。

(事務局)

調査をした感覚として、学割証の使用目的は就職活動が多いように思う。

(座長)

機構では、大学の学割証の在庫がなくなり、機構への追加発行となるような状況を避けるようにとの周知をしているが、実際に大学で学割証が足りなくなり、機構に追加発行申請したことはあるのか。

(事務局)

大学が機構に追加申請をしたことはないと聞いている。

(藤田委員)

自動発行機は各大学同じ機種を使用しているのか。

(事務局)

7 国立大学とも別の機種と思われる。

(藤田委員)

東北管内の国立大学でもあったように、自動発行機に制限枚数を超えた場合の案内を表示するのがよいのではないか。学割の年間発行枚数のみの記載だと、担当窓口でそれ以上の学割証の発行が可能であっても、それを知らずに追加の学割証発行を諦めてしまう学生もいるのではないか。

(座長)

他管区でも同様の相談があるのか。

(事務局)

他管区でも同様の相談がある。中国四国管区行政評価局でも数年前に今回と同様の議題で審議され、追加発行を希望する学生に対する周知の徹底について改善指摘を行っている。

(渡辺委員)

この相談のように、制限枚数を超えてしまって追加発行を求めるケースはそれほど多くないのではないか。ただし、追加発行の周知については、自動発行機に表示するのがいいと思う。

(武田委員)

自動発行機による学割証発行については、学割証発行の枚数制限にかからなければ、大学側が、学生の使用目的を確認することができない。そのため、発行枚数制限をすべて撤廃するには抵抗がある。東北管内の国立大学の意見としても挙げられていた「使用目的が教育的理由に限定されているので、学割証の発行は 10 枚の枚数制限で問題ない」という意見が、私の考えに近い。ただ、学割証の発行枚数を超えた場合の周知が不足していれば、周知不足を補うことは必要と言えるのではないか。

(座長)

機構で学割証の発行枚数制限をしていない以上、追加を希望する場合のお知らせは必要かとも思われる。学割証の追加発行を希望する学生に対して、どのように周知したら良いか。

(藤田委員)

自動発行機による学割証の発行制限枚数を超えた場合について、その発行機に表示されるようにするのが親切ではないかと思う。

(遠藤委員)

東北管内の国立大学にもあったように、学割証の発行制限枚数を超えた場合の対応を自動発行機に表示するのがよいのではないか。

(座長)

学割証発行に枚数制限を設けること自体についてはいかがか。

(藤田委員)

大学側が学割証の不必要な大量発行への危惧を感じることも理解でき、学割証の発行枚数を無制限とすることにはちゅうちょを感じる。

(武田委員)

最近の就職活動の状況を聞くと、面接 5 回程度では就職が決まらないようである。やはり学割証の需要は高いのではないか。

(武田委員)

「学割証の交付は教育上特別に認められたもの」と学生を諭すような形で、学割証の発行枚数制限を 20 枚等にするというのはいかがか。

(座長)

今までの議論をまとめると、学割証の発行が自動発行機で 10 枚まで等と設定されていても、追加発行は可能であるとのアナウンスが必要なのではないかということ。また、そのほかに有効な方法があればそれを推奨するという方向か。また、学割証の発行枚数制限の完全撤廃にはためらいがあるが、実態に応じて自動発行機による発行枚数を柔軟に増やすことを検討してはどうかとの意見でよろしいか。

(武田委員)

これを機に、各学校に今回の資料を提示し、学割証の発行枚数制限についてのあり方を考えるよう提案するのはいかがか。

(藤田委員)

大学によっても状況が異なるため、学割証の発行枚数を一律には決められないが、学割証の発行枚数制限について、もっと柔軟に構えてもよいのではないか。

(座長)

今回の議論を受け、各大学の状況に応じて学割証の枚数制限のあり方を考えてもらうということではよいのではないか。